**赤い羽根共同募金　配分応募要項**

上田市共同募金委員会

(事務局　上田市社会福祉協議会)

１　配分の基本方針

(1) 上田市共同募金委員会では、上田市地域福祉活動計画の基本理念「ともに認め合い、支え合い、自分らしくいきいきと生活できる地域共生社会うえだ」を実現するため、活動計画における基本目標および施策に該当する事業に対して、共同募金を配分します。

(2)　配分事業の対象活動

ア　地域福祉を支える人づくり

　（ァ）地域福祉の意識醸成

　　　a　地域福祉の意識啓発

　　　b　福祉学習の推進

　（ィ）地域福祉の担い手づくり

　　　a　地域福祉活動の担い手の確保・育成

　　　b　地域活動団体やボランティア団体の活動支援

　イ　安心して暮らすための地域づくり

（ァ）住民同士のつながりによる支え合いの支援

　　　a　地域における生活課題の把握と解決に向けた体制づくり

　　　b　地域における交流と支え合いの推進

　（ィ）安心・安全なまちづくり

　　　a　地域における防災体制の強化

　　　b　安心・安全に暮らすための環境の整備

　ウ　さまざまなニーズに対応できる基盤づくり

（ァ）包括的な相談・情報提供の基盤づくり

　　　a　 組織・制度を横断して対応する相談体制づくり

　　　b　情報提供体制の強化

　（ィ）適切な支援につなぐ基盤づくり

　　　a　様々な困難を抱えた人への支援の強化

　　　b　権利を擁護するための仕組みの構築

２　配分事業の対象期間

　　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

３　配分額

1. 配分限度額

　　　社会福祉施設 … 事業費の50％以内で限度額は150,000円とします。

　　　社会福祉団体 … 限度額は250,000円とします。

　　　社会福祉法人、更生保護法人、NPO法人、任意団体(ボランティア、住民組織等)などが対象となります。

1. 配分決定

配分の適否については、本会が設置する配分審査委員会で、今回の応募における事業内容、予算、事業実績による効果等を審査のうえ決定します。審査の結果により、申請した金額からの減額があります。

　　 対象となる事業は、1団体1事業で費用不足を補うためとします。

４　配分対象外の事業及び経費

1. 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費（人件費、事務所の光熱水費など）
2. 構成員の互助共済のみを対象としているものやお土産代、飲食経費、宿泊経費（会議等のお茶菓子代や会員同士の昼食代など。ただし、生活支援としての食事提供や宿泊体験を主目的とする事業はこの限りでない。）
3. 社会福祉または更生保護を目的とする施設・団体であっても、政治・宗教・組合などの運動を配分金事業として行うものや営利を目的とする事業
4. 県や市、その他上部組織等への会費や負担金、全国大会や研修会等に参加するための経費
5. その他共同募金の配分を受ける事業として適切でないもの（市民の皆様からの善意の募金であり、寄付者の意向に合わない内容や誤解を招く内容への使用は認めていません。）
6. 社会福祉法第122条に「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後１年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金の募集をしてはならない」と定められていますので、御注意ください。

※報告書類等で対象外経費が分かった際は、返金等検討させていただきます。

５　配分金の使途明示

共同募金は市民の皆様からお寄せいただいた寄付であり、本会は寄付者に助成事業の進捗

・結果を報告することが求められます。

1. 配分事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には「共同募金」の配分事業であることを表示してください。
2. 大会・会議・研修会等の場合は、それらの資料に配分を受けたことを明示してください。

(例)「この資料は、共同募金配分金によって印刷されたものです。」

(3) 施設・団体の予算書、決算書に共同募金配分金の使用使途がわかるよう明記してください。

(4) 配分を受ける施設・団体は、街頭募金運動に参加してください。

６　申請書類について

(1) 所定の申請用紙（様式1－1、2、3）に記入（支出見積の詳細には、内訳が分かるよう記載し、金額の根拠となるものの見積またはカタログを添付）し、①定款又は会則、②令和6年度事業計画、③令和5年度決算書、④令和6年度予算書を添付してください。

(2) 提出期限は**4月3日(水)**までとなりますので、期限厳守でお願いします。

【申請先】

・上田地区共同募金会　電話27-2025　　　　・丸子地区共同募金会　電話42-0033

・真田地区共同募金会　電話72-2998　　　　・武石地区共同募金会　電話85-2466